

【平成 30 年度事業計画書】

社会福祉法人ゆたか会

はじめに

社会福祉法等の一部を改正する法律が、平成 28 年 3 月 31 日公布され、事業運営の透明化・財務規律の強化・地域における公益的な取り組みを実施する責務等が、平成 29 年 4 月 1 日施行され、社会福祉法人は、一般財団法人・公益法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とすることが求められています。

当法人でも、理事会・監事会・評議員会の組織改正を下記のとおり行いました。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として理事・理事長に対する牽制機能を働かせること。
- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関とすること。
- 監事会の調査権限・理事会への出席義務、報告義務等を明確化すること。

社会福祉法人は、社会でいま何を担っていくべきか大きく問われている。従来から、地域での福祉向上に役立ってきた社会福祉法人は、時代の変化に対応し、今後も福祉の担い手として地域から信頼され、地域における公益的な活動を推進し、法人組織の体制を強化し、法人運営の透明性の確保等が必須である。

昨年度策定された第 4 次障害者基本計画には、障害者権利条約の理念に則り、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会、すべての人が家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、活躍できる社会を「目指すべき姿」として、その実現に向け不断の取り組みを進めることが示されている。

当法人は、今後とも障害者に対する支援を充実させるため、自己の権利を表明困難な障害者の権利擁護やニーズを支援・代弁する地域福祉の拠点として機能の強化に努め、圏域の各種福祉事業所等とのネットワークを構築し、親亡き後の終末期を支える施設としての役割を重点的に努めてまいりたい。

1. 平成30年度の基本方針

(1) 本体施設建て替え

基本設計完成、国・県との補助協議を続け、早期の建て替えを目指す。

(2) 目指す方向

- ① 長期的に地域での住民に安心・安全を提供できる福祉拠点づくりのため入所棟の“個室化”の計画を進めていく。短期入所・通所サービス・相談支援事業を充実させ、地域への貢献拡大を行う。
- ② サービスマネジメント体制の充実
目標管理、計画的な外部研修、内部研修、経営分析、内部監査などを実施する。また、利用者重視の気風を徹底し、サービスの質や施設環境を各職員が自ら工夫・改善していく能力を高め、利用者のニーズに応え満足度を高めていく。
- ③ 平成30年度から改定される新報酬単価への対応
平成30年度報酬改定で、障害福祉サービス全体で+0.47%となった。今後も長期的な視野にたつて、継続した経営基盤を強化していくため、報酬改定により取得できる加算を確実に取り、減算対象とならないよう各種記録、職員配置等に留意し、経費の合理化を図りつつ、安定した経営に努める。

2. 経営基盤の安定

“大慈・大悲と人間愛”の基本理念のもと、社会福祉事業の担い手として、経営基盤の安定を図り、提供する福祉サービスの質向上と経営の透明性を保ちながら、地域福祉の向上・推進に努める。

(1) 経営基盤（サービス・組織・財務）安定のために

- ① 法令遵守、リスク管理体制の強化
- ② 利用者満足度向上、苦情対応体制の強化、サービス評価の実施
- ③ 職員教育・研修の充実による職員のサービス技術向上
- ④ 業務マニュアルの定期的な見直し及び整備
- ⑤ リスクマネジメントによるサービスの品質管理の徹底
- ⑥ ボランティアの積極的な受入
- ⑦ 地域住民のニーズに対応したサービスの検討
- ⑧ ITを活用した情報提供・業務の効率化

- ⑨ サービス利用率の向上（各サービスの利用率 100%を目指す）
- ⑩ 内部監査の継続
- ⑪ 報酬改定への確実な対応
- ⑫ 適切な利益の確保
- ⑬ 離職者ゼロを目指す

3. 組織

自立的運営の確立が求められるなか、主体的な取り組みと事業所間の連携がますます必要となっている。円滑な法人運営を行うため組織の強化を図る。

- (1) 理事会、評議員会、監事会の適確なる職務の遂行
- (2) 管理者の能力・責任感の向上を図る。
 - ① 管理者としての役割および責任の認識の徹底を図る。
 - ② 施設における一連の業務の把握。
- (3) 人材育成のため、施設内外の研修を行い、環境変化に適応できるケアやマネジメントを習得し、役割に応じた行動ができる人材の育成に努める。
- (4) 職務の集中化を回避し、急な退職者に対応できる体制を整備する。
 - ① 全ての業務をチームで行う。
 - ② 常にプラスアルファの人材を確保しておく。
- (5) 内部統制機能の強化を図る。
 - ① 適正な事業運営が継続できるように内部チェック機能の強化を図る。
 - ② 法令順守規定に則り、業務管理体制の徹底を図る。

4. 地域貢献（地域福祉の推進）

我々の障害者支援施設は、地域社会とともに存在し、地域福祉を支える使命を制度上も担保されている。

他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを補うことで地域社会に貢献する。

- (1) 地域福祉の人材育成（ボランティア、実習生の受入れ）
- (2) 障害者相談支援事業で障害者や家族の相談支援
- (3) 地域の人々に福祉への関心を深めてもらうため、施設利用希望者

や民生委員、婦人会などの方がたに見学推進

(4) 地域との交流

小中高等学校の職場体験と交流会、季節ごとの行事などを通して地域住民の方がたとの交流を進めていく。

(5) 会議室、集会室など地域でのサークル・交流活動などされている団体のイベントに無償で開放する。

(6) 福祉人材の受入れ

教員免許取得希望の学生や介護福祉士を目指す実習生などを広く受け入れる。

(7) コミュニティケアの実現をめざし、より一層の地域公益活動に努める。出来るだけ地域の中で地域とのつながりを保ちながら処遇する。

5. 施設運営

各種委員会活動

(1) 日常生活の支援（生活向上・虐待防止・個人情報保護委員会）

- ① 利用者さまの生活の充実・改善を図る。
- ② 日中活動支援の充実・改善を図る。
- ③ マニュアル制定・改訂の上、充実・改善を図る。
- ④ 虐待防止研修を実施し、職員の人権意識を高め、虐待を起こさない体制を確立する。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底する。

(2) 職員の資質向上（自己点検評価委員会）

- ① ポートフォリオを活用し、メンタルケアおよび介護技術の充実・改善をさらに図る。
- ② 自己評価点検シートから充実・改善を図る。
- ③ 介護職の役割を知り、常にモチベーション向上に努める。

(3) 介護事故の防止（介護事故防止対策委員会）

- ① インシデントレポートによる集計・評価し、対応策の充実・改善を図る。

(4) 施設内感染・褥創予防（感染症・褥創防止対策委員会）

- ① 食中毒・ノロウイルス・インフルエンザ・肝炎・褥創についての注意喚起、対応策を提示する。

(5) 健康・衛生に関する支援（医師・歯科医師・看護師・管理栄養士による医療チーム）

- ① 医師・歯科医師による定期的診療。
- ② 全職員・利用者さまへ健康・衛生の講習を行い、啓蒙を図る。

(6) 防災対策（防火・防災管理委員会）

- ① 避難・通報・消火訓練を実施し、充実・改善を図る。
- ② 救急訓練を実施し、充実・改善を図る。
- ③ 消防計画に基づく、定期検査を行い、充実・改善を図る。
- ④ 防災管理規定を検証し、充実・改善を図る。
- ⑤ 緊急時対応マニュアルを検証し、充実・改善を図る。
- ⑥ 緊急時の地域との協力体制を構築する。
- ⑦ 福祉避難所の指定を受けているので地域に開放する。
- ⑧ 地震・風水害など防災対応マニュアルの見直しを図る。

(7) 調理場の衛生・栄養管理（給食委員会）

- ① 衛生管理、食中毒予防に努める。
- ② 嗜好調査を定期的に行ない、献立の充実・改善を図る。
- ③ 行事食の充実・改善を図る。
- ④ 食事申込表の管理を徹底し、充実・改善を図る。

(8) 安全管理（安全管理対策委員会）

- ① 法人所有車両の点検、計画、整備を行う。
- ② 施設内備品の点検、安全確認をし、改善を図る。
- ③ 敷地内の安全を確認し、改善を図る。
- ④ 貯水槽の保守点検、整備を行い、改善を図る。
- ⑤ 労働災害の防止（産業医、衛生管理者による巡視）に努め、改善を図る。
- ⑥ ハラスメント防止に努め、起こさない体制を確立する。

(9) 環境整備（環境整備委員会）

- ① 施設内外の環境整備（整理、整頓、清潔、快適、安全）を検証し、充実改善を図る。

(10) 広報活動（広報委員会）

- ① 施設だよりの発行(年4回ホームページ上にて発行予定)の充実を図る。
- ② ホームページの維持管理を実施し、充実・改善を図る。
- ③ 行事の広報・案内状を送付し充実を図る。
- ④ 情報公開を積極的に行い、充実・改善を図る。

(11) 苦情解決・利用者さま満足度（苦情解決対策委員会）

- ① 利用者さまの苦情・意見・相談、満足度を分析し、充実・改善を図る。

6. 相談支援事業

障害者地域生活相談支援センターリハビリ橋本では、障害児者等からの各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

橋本・伊都地域自立支援協議会では、行政、関係機関、障害者福祉団体、地域住民との連携・協働により誰もが安心して生活できる地域システムの構築として、地域生活支援拠点整備に向けて取り組みを行います。また、障害児者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援を目的に、サービス利用計画の作成を行います。

7. 役員会・評議員会

役員会は、平成 30 年度は、5 月、6 月、9 月、12 月、3 月の年 5 回の開催を予定している。

評議員会（総会）は、6 月の開催を予定している。

8. 会議

職員会議、処遇会議、ケース会議、給食会議や各委員会会議は、月 1 回は必ず実施する。重要な事項は全職員に知らせる。

9. リスクマネジメントの継続

他施設よりいち早く始めたリスクマネジメントについては、職員の資質向上に役立っているので平成 30 年度においても引き続き取り組んでいく。

具体的には、職員より提出されたインシデントレポートにより、年 2 回統計を取り、職員間で検討し、アクシデントが減少していくように努める。

10. 職員ポートフォリオの継続

平成 22 年度から職員各自の月間目標や日常ケアで感じたり、気づいたことや体験等を記録する。1 人ひとりの気づきや体験を職員会議などで報告・討論し、全員で共有する。職員のモチベーション向上、利用者処遇向上に極めて有意義である。

1 1. 年中行事

- ① お花見会
- ② 七夕
- ③ 盆踊り（夏祭り）
- ④ 観月会
- ⑤ クリスマス会
- ⑥ 節分
- ⑦ グループ外出
- ⑧ 橋本市内 8 施設合同行事参加
- ⑨ 橋本市総合文化祭参加
- ⑩ 喫茶コーナー月 1 回実施

1 2. ホームページ

ホームページのリニューアルを検討する。

- 1) 法人の各種情報の積極的な公開を行う。
- 2) 施設だよりをホームページ上で公開する。

1 3. 入所棟の現状

障害者支援施設リハビリ橋本は、昭和 58 年 4 月竣工以来 35 年を経過し、建物自体が経年劣化により、各所の傷みが年々激しくなっている。早急な建て替えについて、引き続き国・県に要望していく。

(1) 定期検査時（平成 27 年 1 月 13 日）

建築基準法第 12 条の規定に基づく指摘事項

- 1) 受水槽基礎亀裂
- 2) 外壁タイル及び外壁の亀裂 163 箇所
- 3) 2 階及び R 階 FRP（繊維強化プラスチック）防水の表面塗装剥離
- 4) 現在使用中のエレベーターは、部品供給 2017 年 12 月で終了
- 5) 配管設備各所の詰まり
- 6) 施設内各所で雨漏り
- 7) 新耐震基準後の建物であるが、現在の構造基準ではかなりの部分が不適合

- 8) 現状の建物で今後 10 年使用するには、相当高額なメンテナンス費用が毎年見込まれる
- 9) 現利用者居室等は旧基準面積で狭い。しかも 4 人部屋で個室がない。

1 4. 早急改築の必要性

(1) 非常時災害に対する対策

①地震災害対策

国家的危機といわれる南海トラフ巨大地震に備える。
現在の施設の老朽化に対する利用者の身の安全確保。

②火災などへの対策

避難経路の動線の単純化、避難場所の確保。

(2) 社会的背景

加速する高齢化と 3 障害や聴覚・視覚障害や高次機能障害など重複・重度化する利用者が多くなっている。

- ①希望の多い短期入所居室増床により、障害児者などの地域生活継続や緊急時受入れに貢献
- ②生活介護、就労支援、グループホームなど他法人福祉サービス利用者が高齢化、重度化し、当法人施設への利用依頼の増加
- ③利用者の障害度の重度化、晩年の親亡きあとを支える施設としての需要の増加

(3) 建築本体

平屋建て（一部 2 階）予定

- ①動線の単純化・・・連続的な移動、利用者処遇の向上、避難経路が分かりやすい、視覚障害者の移動円滑化
- ②バリアフリー化推進・・・転倒防止（高次機能障害、痴呆症など認知障害対策）、施設内事故防止
- ③利用者の易移動性
- ④職員の行動の効率化
- ⑤利用者の行動の拡大

(4) コストパフォーマンス

- ①軽量鉄骨準耐火構造：耐震性の向上
- ②エレベーター保守管理費、建物維持費、各種保守管理費、電気使用量の削減
- ③停電時での給水対策

④メンテナンス費用の削減

⑤鉄骨準耐火構造・・・将来の建替え費の抑制

1 5. 入所棟建て替え計画

入所棟については、創設より既に35年が過ぎ、施設各所に経年劣化が起こっている。屋上の雨漏り・壁面のクラック多数・排水管の詰まりなど各所にみられる。また、現在使用中のエレベーターの部品供給期間の終了が近づいている。

居室が4人部屋であるため利用者の皆様にご辛抱いただくことも多くあり、感染症対策など問題が多い。

また、3階建のため防災面において避難が極めて困難である。こうした状況を改善するため、当法人では、入所棟を平屋建て（一部2階）に建て直す計画を現在進めている。

平成27年度・28年度・29年度、和歌山県当局に建て替えについての協議書を提出し、既に基本設計は完了済みである。平成30年度以降に建て替えを希望している。和歌山県・橋本市も建て替えの必要性は強く理解していただいております、国への要望等、非常に協力的な支援を頂いている。

本体建物の大きな変更点は3階建てから、平屋建て（一部2階）に変更する点である。

利用者さまの安全面・防災面向上、職員の労力減少、利用者スペースが、ワンフローになることで職員の動きがよく見え安全対策に繋がる。

参考事項

- 1) 建て替え資金として建設積立金2億5千万円積立済み。
- 2) 建築価格8億6千万円程度。（1級建築士による見積価格）
- 3) 補助金予定額3億3千万円、借入金予定額2億5千万円。
- 4) 現在建物（3階建て、1849㎡）
- 5) 建て替え後建物（2階建て（利用者スペースはすべて1階）
2349㎡）

1 6. 中長期計画による建替計画

あくまでも、当法人の計画であり、補助金支給決定の時期により、今後変更がありうる。

平成28年度

通所棟特別浴室設置工事完了

本体建替え検討・準備・基本設計を施行。

平成30年度

- 1) 建替え補助金内示
- 2) 仮設建物建築開始 平成30年10月予定
 平成30年12月引っ越し
- 3) 本体施設解体工事開始 平成31年1月開始予定
- 4) 本体施設建築開始 平成31年3月予定

平成31年度

- 1) 本体施設完成 平成31年9月末予定
- 2) 仮設建物より引っ越し 平成31年10月予定

おわりに

今後の重要課題としては、まず安定性ある事業継続、職員の確保・定着には、法人施設の中長期計画の策定による行動が重要である。また、社会福祉を取り巻く環境を見極め、地域に対して存在価値を示していかなければならない。

そのため、なお一層職員の意識改革に努め、利用者の視点に立った質の高いサービスを行える組織体制づくりが重要となる。